# 運営指導（実地指導）関係

介護サービス指導室
令和４年１０月

# 介護保険施設・老人福祉施設の運営指導等における主な指摘事項

1　人事・職員処遇等について

①　介護、看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員については、６か月以内ごとに１回定期的に腰痛の健康診断を実施すること。

〇職場における腰痛予防対策指針　H25.6.28厚生労働省労働基準局長通知

②　施設長について、資格を有する適切な職員を配置すること。

〇養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条

養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

# 介護保険施設・老人福祉施設の運営指導等における主な指摘事項

2　施設運営等について

①　夜勤時間帯の介護職員・看護職員の配置について、人員基準による職員数を確保すること。

〇厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準　第一号ロ（１）（一）及び（二）並びに第５号イ（１）（一）等

②　重要事項が掲示されていなかったので、施設の見やすい場所に掲示すること。

（閲覧可能な形で備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることで掲示に代えることができる。）

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第29条等

指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(ｱ)　施設の見やすい場所とは重要事項を伝えるべき介護サービスの入所申込者、入所者又はその家族に対して見やすい場所のことである。

(ｲ)　従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

③　勤務表はサービスごと、月ごとに作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にすること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第24条、第47条等

指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

従業者の勤務の体制は、施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。

# 介護保険施設・老人福祉施設の運営指導等における主な指摘事項

2　施設運営等について

④　施設サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容を記録しなければならないが、サービス提供の内容がほとんど記録されていなかったので、具体的な内容を適切に記録すること。誤って、提供していないサービス内容を提供したとして記録していたので、事実を正確に記録すること。

〇介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第９条等

施設は、施設サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならない。

⑤　高齢者虐待が発生したが、原因分析及び再発防止策の検討が行われていないので、高齢者虐待の原因分析を行い、その結果を踏まえ、再発防止に努めること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第7項、第35条の2等

虐待防止のために義務づけられている事項（令和6年3月31日までは努力義務）

(ｱ)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(ｲ)　虐待防止のための指針を整備すること。

(ｳ)　介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑥　切迫性、非代替性、一時性について十分検討せず身体的拘束等を行っており、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないが、記録がないなど、身体的拘束等の適正化を図るために義務づけられている事項について、適正に実施されていなかったので、改善すること。

〇介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第13条第4項、5項、6項等

# 身体拘束廃止未実施減算について

- 身体拘束廃止未実施減算の対象施設では、身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、身体的拘束等の適正化を図るための下記の措置がとられていないことが認められた場合は、身体拘束廃止未実施減算となる。
（入所者全員　所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を所定単位数から減算）

身体的拘束等の適正化を図るために義務づけられている事項等

(ｱ)　当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

◎例外的に身体的拘束等を行う場合の要件

次の三つの要件をすべて満たしていること

［切迫性］：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

［非代替性］：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

［一時性］：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(ｲ)　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(ｳ)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(ｴ)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ｵ)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

# 介護保険施設・老人福祉施設の運営指導等における主な指摘事項

2　施設運営等について

⑦　ハラスメント対策について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。

〇軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第24条第4項等

⑧　入居契約書について、令和2年4月1日以降の契約からは、法人でない連帯保証人を付帯する（個人の根保証契約）場合、「極度額」を記載する必要があるので、「極度額」を記載すること。

〇和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第13章２(7)等

# 介護保険施設・老人福祉施設の運営指導等における主な指摘事項

２　施設運営等について　ユニット型施設

⑨　あるユニットの共同生活室が使用されておらず、１箇所の共同生活室で２ユニット以上の入所者に対してサービスを提供していたので、ユニットごとに必要な職員を配置し、ユニットごとにサービスを提供すること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第39条第1項、第47条第2項等

ユニット型施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

共同生活室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所。

⑩　ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置が必要であるが、配置されていないユニットがあったので、配置すること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第47条第2項第3号等

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

なお、常勤のユニットリーダーは、当面はユニットリーダー研修を受講した職員を各施設に２名以上配置すること。

⑪　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置する必要があるが、配置されていない日があったので、配置すること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第47条第2項第1号等

昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

⑫　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する必要があるが、配置されていない日があったので、配置すること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第47条第2項第2号等

夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

夜間及び深夜とは、午後１０時から翌日の午前５時までを含めた連続する１６時間をいい、原則として施設ごとに設定。

# 介護保険施設・老人福祉施設の運営指導等における主な指摘事項

3　施設・設備等について

①　静養室に物品等が置かれ使用できないため、整理し、静養室として使用できるようにすること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項等

②　サービス・ステーションに物品等が置かれ使用できない状態にあったので、室内を整理整頓し、サービス・ステーションとして使用できるように原状回復し、介護・看護職員が入所者のニーズに適切に応じられるようにすること。

〇介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第3条第1項等

③　機能訓練室に物品が置かれ、機能訓練を行うための必要な広さが確保されていいないので、室内を整理し、機能訓練を行うときに支障が生じないようにすること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第7号イ等

# 介護保険施設・老人福祉施設の運営指導等における主な指摘事項

4　入所者の処遇について

①　施設サービス計画について、内容が画一的なので、十分にアセスメント等を行い作成すること。
定期的にモニタニング等を行い、入所者本人の状況や意向等を踏まえ、目標やサービス内容等を変更すること。
〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第49条準用に基づく第12条等

②　介護職員が施設サービス計画の内容を把握せず、サービス提供を行っていたので、内容を十分把握しサービスを提供すること。
〇介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第3条第1項等

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

③　運営懇談会が開催されていない。管理者、職員及び入居者によって構成される運営懇談会を開催し、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。
〇和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第9章11・和歌山県サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針第7章11

④　退去時の原状回復費用について、入所者から一律にハウスクリーニング費を請求していた。退去時に入居者が負担すべき費用は原状回復に関する部分とすることが適切とされている。なお、この原状回復とは、賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧することとされているため、その取扱いについては、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（H23.8国土交通省住宅局）を参考に行うこと。
〇和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針第12章1(1)、(2)・和歌山県サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針第9章1(1)、(2)ア

# 介護保険施設・老人福祉施設の運営指導等における主な指摘事項

5　職員研修について

①　人権擁護に関する研修が実施されていないので、１年に１回以上実施すること。

〇和歌山県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第４条等

②　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修が年１回のみの実施だったので、年に２回以上定期的に実施すること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第27条第2項第3号等

③　事故発生の防止のための職員研修が実施されていなかったので、年に２回以上定期的に実施すること。

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第35条第1項第3号等

④　虐待防止や認知症に関する研修記録を確認したところ、出席者が著しく少ない状況であったので、虐待防止や認知症に対する職員への理解・認識を深めるために、研修への出席者増加を含め実効性のある研修を行うこと。

〇介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第13条第7項等

# 介護保険施設・老人福祉施設の運営指導等における主な指摘事項

6　防災対策について

①　消防訓練（消火・避難訓練）を年２回以上実施し、避難訓練については１年に１回以上夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。また、消防訓練を実施するときは、あらかじめ所轄の消防署へ消防訓練計画通知書を提出すること。

〇社会福祉施設における防火安全対策の強化について　S62.9.18社施第107号等

②　非常災害用の食料及び飲料水が３日分備蓄されていないので、３日分は備蓄すること。

〇和歌山県高齢者福祉施設における災害対応マニュアル　H22.6